



生命保険料の取扱い

“経理のプロ”になるために欠かせないのが「法人税」の知識。今回は「生命保険料」について解説します。

税理士
平井満広

養老保険の取扱い

「養老保険」とは、保険期間中に被保険者（保険の対象となる人。法人の場合、役員や従業員）が死亡した場合に死亡保険金が支払われ、保険期間が満了した場合は満期保険金が支払われる生命保険です。保障と貯蓄の性質を兼ね備えています。法人が「養老保険」の保険料を支払った場合の税務上の取扱いは図表1のとおりです。要件を満たせば支払保険料の半額が損金になることから「ハーフタックス」と呼ばれます。

③ 最高解約返戻率70%超85%以下の場合
損金算入額はそれぞれの期間に応じて次のとおりです（図表3）。
・資産計上期間
保険期間開始から前半4割の期間は「資産計上期間」となります。[「資産計上期間」は支払保険料のうち40%を損金とします。残り60%は保険積立金等として資産計上します。]
・資産計上期間経過後
「資産計上期間」経過後は支払保険料の全額を損金とします。

定期保険および第三分野保険の取扱い

「定期保険」とは、保険期間中に被保険者が死亡した場合にのみ、死亡保険金が支払われる生命保険です。「第三分野保険」とは、ケガや病

④ 最高解約返戻率85%超の場合
損金算入額はそれぞれの期間に応じて次のとおりです（図表4）。
・資産計上期間
保険期間開始から最高解約返戻率となる期間終了日までは「資産計上期間」となります。

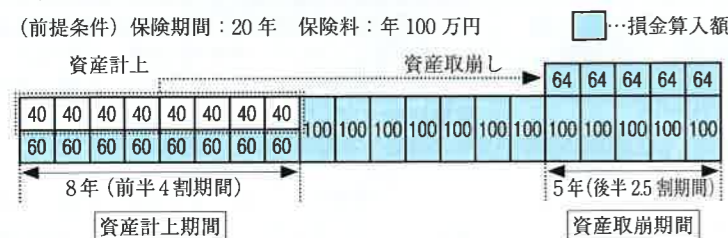
① 解約返戻金がある場合（少額の場合作を除く）
「解約返戻金」とは、保険契約者が契約期間の途中で保険を解約した場合に保険会社から払い戻されるお金のことです。払い戻されるお金の種類や期間（解約する時期）によって異なります。
また、払い込んだ保険料に対する解約返戻金の割合のことを「解約返戻率（＝解約返戻金÷払込保険料累計額）」といいます。
たとえば、年100万円の保険料

② 最高解約返戻率50%超70%以下の場合
損金算入額はそれぞれの期間に応じて次のとおりです（図表2）。
・資産計上期間
保険期間開始から前半4割の期間は「資産計上期間」となります。
「資産計上期間」は支払保険料のうち60%を損金とします。
残り40%は保険積立金等として資産計上します。
・資産計上期間経過後
「資産計上期間」経過後は支払保険料の全額を損金とします。
・資産取崩期間
保険期間の後半2・5割の期間は「資産取崩期間」となります。「資産取崩期間」は保険積立金等として資産計上した金額を均等に取崩した金額を損金とします。

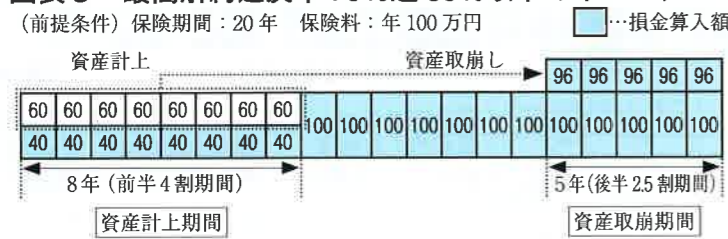
図表1 養老保険の取扱い

保険契約者	保険金受取人		取扱い
	死亡保険金	満期保険金	
法人	法人	被保険者またはその遺族	保険積立金等として資産計上 役員または使用人に対する給与
	被保険者の遺族	法人	1/2：保険積立金等として資産計上 1/2：期間の経過に応じて損金算入 ※被保険者が役員や特定使用人の場合はその者に対する給与

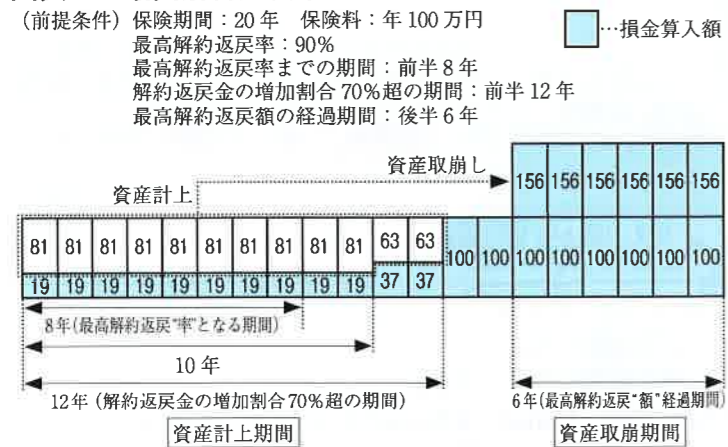
図表2 最高解約返戻率50%超70%以下のイメージ



図表3 最高解約返戻率70%超85%以下のイメージ



図表4 最高解約返戻率85%超のイメージ



① 年間の支払保険料が30万円以下の場合：全額損金算入
② 年間の支払保険料が30万円超の場合：保険期間の経過に応じた一定の割合
ただし、当該期間経過後において、解約返戻金の増加割合が年保険料に対して70%超となる期間がある場合はその期間の終わりまでが「資産計上期間」となります。「資産計上期間」のうち契約開始から10年の損金算入割合は「100%」（最高解約返戻率×90%）、「11年目以降は「100%」（最高解約返戻率×70%）」とします。
たとえば、最高解約返戻率が90%の場合は、10年目までの損金算入割合は19%（＝100%－（90%×90%））となり、11年目以降は「100%」（最高解約返戻率×70%）となります。
「資産計上期間」経過後は支払保険料の全額を損金とします。
・資産取崩期間
保険期間の後半2・5割の期間は「資産取崩期間」となります。「資産取崩期間」は保険積立金等として資産計上した金額を均等に取崩した金額を損金とします。

平井満広 税理士
「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。